

第7章 都市計画対象道路事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法

第1節 専門家等による技術的助言

環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法の選定に当たり、必要に応じて専門家等による技術的助言をいただいた。

技術的助言の内容は、表7-1に示すとおりである。

表7-1 専門家等による技術的助言の概要

環境要素 の区分	専門分野	技術的助言の内容	対応
大気質	大気質	大気質及び気象について、文献調査の結果、降下ばいじんの濃度が比較的高い傾向にある東海市横須賀周辺において現地調査を行うこと。	東海市横須賀町において、大気質及び気象の現地調査を行った。
騒音	騒音	建設機械の稼働による騒音の予測対象時期について、(社)日本音響学会提案の「建設工事騒音の予測モデル“ASJ CN-Model 2007”」の記載にならい、評価時間の設定を考慮した記載とすること。	1日の作業時間における騒音レベルを対象として予測を行う旨を記載した。
		自動車の走行による騒音の予測地点について、予測断面における奥行き方向及び高さ方向を考慮した記載とすること。	対象道路から約200mの範囲の地上1.2m（1階相当）及び地上4.2m（2階相当）を対象として予測を行う旨を記載した。
植物	植物	植物の調査する情報について、コケ植物も対象に加え、文献調査は少なくとも実施し、現地調査については環境部局と相談し必要に応じ実施すること。	コケ植物を対象に、既存資料調査及び現地調査を行った。
動物	猛禽類	巣材運びは2月中旬頃から始まり、3月中旬に最も活発になる。定点調査では林内の飛翔を確認できないため、ビデオカメラで巣への出入りを記録すると良い。	繁殖状況調査においては、直接観察やハンディビデオカメラ等による記録によって繁殖状況を確認した。
	昆虫類	昆虫類のトラップ調査地点について、自然の改変量の観点から、北部区間よりも南部区間の調査密度を密にすることが望ましいため、南部区間の河川周辺において1地点程度増やすこと。	昆虫類のトラップ調査については、河川周辺の地点を含め、北部区間2地点、南部区間4地点で行った。

第2節 項目及びその選定の理由

環境影響評価の項目は、「道路事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令」（平成10年6月12日建設省令第10号）（以下「国土交通省令」という。）及び「道路が都市施設として都市計画に定められる場合における当該都市施設に係る道路事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令」（平成10年6月12日建設省令第19号）に基づき、事業特性及び地域特性を踏まえて選定した。

選定した項目及びその選定理由は、表7-2に示すとおりであり、大気質、騒音、振動、低周波音、水質、地盤・土壤（地盤沈下）、その他の環境要素（地下水の利用、日照阻害）、動物、植物、生態系、景観、人と自然との触れ合いの活動の場、地域の歴史的文化的特性を生かした環境の状況、廃棄物等を、環境影響評価を行う項目として選定した。

第3節 調査、予測及び評価の手法並びにその選定の理由

前節において選定した環境影響評価の各項目について、調査、予測及び評価の手法並びにその手法の選定理由は、表7-3に示すとおりである。

表7-2(1) 環境影響評価の項目及び選定の理由

表7-2(2) 環境影響評価の項目及び選定の理由

影響要因の区分 環境要素の区分	工事の実施		土地又は工作物の存在 及び供用			
	工事施工ヤードの設置	工事用道路等の設置	道路(高架式又は地下式)の存在	自動車の走行	休憩所の供用	
建設機械及び機械の稼働による工事用道路等の設置	○	○	○	○	○	【存在・供用】事業実施区域及びその周辺には、楽園公園・しあわせの郷・城山公園等が存在し、土地又は工作物の存在及び供用(道路の存在)による景観(主要な眺望景観並びに主要な眺望景観)への影響が考えられるため、事業実施区域及びその周辺に係る景観評価の項目として選定する。
建設機械及び機械の稼働による工事用道路等の設置	○	○	○	○	○	【存在・供用】事業実施区域及びその周辺には、触れ合いの活動の場(仙台公園・前山ダム公園等)が存在し、工事の実施(資材及び機械の運搬に用いる車両の運行)及び土地又は工作物の存在及び供用(道路の存在)による人と自然との触れ合いの活動の場(主な人と自然との触れ合いの活動の場)への影響が考えられるため、環境影響評価の項目として選定する。
建設機械及び機械の稼働による工事用道路等の設置	○	○	○	○	○	【工事・存在・供用】事業実施区域及びその周辺には、文化財が存在し、工事の実施(資材及び機械の運搬に用いる車両の運行、工事施工ヤードの運搬)及び土地又は工作物の存在及び供用(道路の存在)による地域の歴史的文化的特性を生かした環境への影響が考えられるため、環境影響評価の項目として選定する。
建設機械及び機械の稼働による工事用道路等の設置	○	○	○	○	○	【工事】工事の実施(削工等又は既存の工作物の除去)による影響が考えられるため、環境影響評価項目として選定する。
建設機械及び機械の稼働による工事用道路等の設置	○	○	○	○	○	【工事】工事の実施(削工等又は既存の工作物の除去)による影響が考えられるため、環境影響評価項目として選定する。

備考：休憩所は設置しない計画としたため、「休憩所の供用」に伴う発生する汚水等による影響は対象としないこととする。

表7-3(1) 環境影響評価の調査、予測及び評価の手法並びにその選定理由

環境要素の大区分	項目	当該項目に関する事業特徴	調査の手法	予測の手法	評価の手法	手法の選定理由
大気環境 (大気質)	環境要素の区分	工事の実施 (建設機械の稼働、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行)	<p>1. 自然的状況 1) 気象の状況 対象区域にある気象観測所及び大気測定局における風向の観測結果によると、秋から春季には北西風の強さが卓越し、夏季には南東から東南東の風が卓越している。</p> <p>2) 大気質の状況 対象区域の大気測定局における平成 23 年度の測定結果によると、二酸化窒素は全ての測定局及び気象観測所における、大気質の状況及び気象の状況の観測結果を収集・整理することにより行なった。</p> <p>3) 地形の状況 事業実施区域及びその周辺の地形は、北部区間は主に千折地、南部区間は主に谷底平野、河原台地、丘陵地となっている。</p> <p>4) 土地利用の状況 事業実施区域は、北部は主に工業用地と一部宅地に利用される地域を通り、南部は主に宅地と農用地に利用される地域を通りている。</p> <p>5) 交通の状況 対象区域における主要な道路として、伊勢湾岸自動車道、知多樽前道路、一般国道 155 号、一般国道 247 号、一般国道 302 号、その他主要地方道、一般県道などがある。</p> <p>6) 法令等により指定された地域等の有無 対象区域は、自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量削減等に関する特別許可法(平成 4 年 6 月 3 日法律第 70 号)に基づく、窒素酸化物対策地図及び粒子状物質対策地図に指定されている。</p>	<p>1. 調査する情報 ・窒素酸化物、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の濃度の状況 ・気象の状況(風向・風速、日射量) ・交通の状況(交通量、走行速度)</p> <p>2. 調査地域 調査地域と同じとした。</p> <p>3. 調査地点 既存資料調査及び現地観察により行なった。 事業実施区域及びその周辺の一級環境監視測定局及び気象観測所における、大気質の状況及び気象の状況の観測結果を収集・整理することにより行なった。</p> <p>4. 現地調査 窒素酸化物、二酸化窒素について(昭和 53 年 7 月 11 日環境庁告示第 38 号)、浮遊粒子状物質について(昭和 48 年 5 月 8 日環境庁告示第 25 号)に規定される測定方法により行なった。</p> <p>5. 調査時間 各工事区間の工事内容等を踏まえて、建設機械の稼働、資材及び機械の運搬による車両の運行による環境影響が最も大きくなると予想される時間とした。</p> <p>6. 調査期間等 既存資料調査は、入手可能な最新資料とした。 現地調査は、窒素酸化物、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質について(昭和 48 年 5 月 8 日環境庁告示第 25 号)による環境基準との整合が図られているか否かについて検討した。</p>	<p>1. 回収又は低減に係る評価 建設機械の稼働、資材及び機械の運搬による車両の年平均値を予測した。</p> <p>2. 実行可能な範囲内での回収又は低減できる限り回収又は低減されおり、必要に応じてその他の方法により環境保全についての配慮が適正になされないかどうかについて、見解を明らかにするこより行なった。</p> <p>3. 基準又は目標との整合性の検討 二酸化窒素については、「二酸化窒素に係る環境基準について」(昭和 53 年 7 月 11 日環境庁告示第 38 号)、浮遊粒子状物質については、「大気の汚染に係る環境基準について」(昭和 48 年 5 月 8 日環境庁告示第 25 号)による環境基準との整合が得られるか否かについて検討した。</p>	

備考 1) 日射量を観測している最寄の気象観測所は名古屋地方気象台(名古屋市千種区)であり、遠方のため、代替となる日射量を現地調査項目とした。
2) 南部区間ににおいて予測に有用な既存の気象データが存在しないことから、気象の通常調査を実施した。

表7-3(2) 環境影響評価の調査、予測及び評価の手法並びにその選定理由

環境要素の大区分	項目	当該項目に関する事業特性	調査の手法	予測の手法	手法の選定理由
大気環境 (大気質)	1. 工事の実施 (建設機械の線 物) 2. 社会的状況 3. 土地利用の状況 4. 交通の状況	1. 自然的状況 1) 気象の状況 対象区域にある気象観測所及び大気測定局における風向の観測結果と、秋季から春季には北西の風が卓越し、夏季には南東から東南東の風が卓越している。 また、インダーチェンジ及びシャンクションが計画されている。 工事中の建設機械の稼働及び工事中の資材及び機械の運搬に用いる車両の運行に伴い発生する粉じん等による周辺環境への影響が考えられる。 事業実施区域及びその周辺の地形は、北部区間は主に干拓地、南部区間は主に谷底平野・氾濫平野、砂礫台地、丘陵地となっている。 5) 地質の状況 事業実施区域及びその周辺の表層地盤は、北部区間は主に砂・泥を主とする層や泥・砂・礫の五層となっている。 2) 土地利用の状況 事業実施区域は、北部は主に工業用地と一部宅地に利用される地域を通り、南部は主に宅地と農用地に利用される地域を通りている。 3) 交通の状況 対象区域における主要な道路として、伊勢湾岸自動車道、多機能道路、一般国道 155 号、一般国道 217 号、一般国道 302 号、その他主要地方道、一般県道などがある。	1. 調査する情報 ・気象の状況（風向・風速） 2. 調査の基本的な手法 既存資料調査及び現地調査により行った。 3. 調査地点 建設機械の稼働による影響については、予測地域を代表する地点であり、建設機械の稼働による粉じん等の影響が強くなる点として、官民境界又は住居等の保全対象近傍の敷地境界の地上 1.5m とした。 4. 現地調査 地上気象観測網針（平成 14 年、気象庁）に示された方法により行った。 5. 調査地域 建設機械の稼働や資材及び機械の運搬に用いる車両の運行により、粉じん等による環境影響が考えられる箇所内で、住居等が存在する、あるいは将来の立地が見込まれる地域とした。 6. 調査地点 調査地域において予測・評価するために必要な情報を適切かつ効率的に把握できる地点を設定した。 5. 調査期間等 既存資料調査は、入手可能な最新資料とした。現地調査は、通常観測または春夏秋冬ごとにそれぞれ 1 週間とした。	1. 予測の基本的手法 事例の引用又は解析により季節別の降下ばいじん量を予測した。 2. 予測地域 調査地域と同じとした。 3. 予測地点 建設機械の稼働による影響については、予測地域を代表する地点であり、建設機械の稼働による粉じん等の影響が強くなる点として、官民境界又は住居等の保全対象近傍の敷地境界の地上 1.5m とした。 4. 予測対象範囲 各工事区間の工事内容等を踏まえて、建設機械の稼働、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行による環境影響が最も大きくなると予想される時間とした。 5. 調査期間等 既存資料調査は、入手可能な最新資料とした。現地調査は、通常観測または春夏秋冬ごとにそれぞれ 1 週間とした。	1. 回避又は低減による評価 建設機械の稼働、資材及び機械の運搬に用いる車両に係る粉じん等の影響に、事業者により実行可能な範囲内である限り回避又は低減されおり、必要に応じその他の方法により環境保全についての配慮が適正になされているかどうかに付けて見解を明らかにするこより行った。 2. 基準又は目標との整合性の検討 既存資料及び機械の運搬による影響については、予測地域を代表する車両の運行に係る粉じん等の影響が強くなる点として、官民境界又は住居等の保全対象近傍の敷地境界の地上 1.5m とした。 3. 事業実施区域及びその周辺の気象観測所における気象の状況の観測結果を収集・整理することにより行った。 4. 予測対象範囲 各工事区間の工事内容等を踏まえて、建設機械の稼働、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行による環境影響が最も大きくなると予想される時間とした。

備考) 南部区間ににおいて予測に有用な既存の気象データが存在しないことから、気象の逐年調査を実施した。

表7-3(3) 環境影響評価の調査、予測及び評価の手法並びにその選定理由

環境要素の大区分	項目	当該項目に関する事業特性	調査の手法	手法	評価の手法	手法の選定理由
大気環境 (大気質)	二酸化窒素 浮遊粒子状 物質	<p>1. 自然的状況</p> <p>1) 気象の状況 対象道路の車線数は 4 又は 6 車線、設計速度 80km/h で、平面構造、切土構造、盛土構造、橋梁・高架構造及び深渠構造で構成されている。</p> <p>2) 大気質の状況 対象区域の大気測定局における平成 23 年度の測定結果によると、二酸化窒素は全ての測定局で環境基準を達成しているが、浮遊粒子状物質は東部の風が卓越し、夏季には南東から東南東の風が卓越している。</p> <p>3) 地形の状況</p> <p>事業実施区域及びその周辺の地形は、北部区間は主に干拓地、南部区間は主に谷底平野・氾濫平野、砂礫台地、丘陵地となっている。</p> <p>4) 土地利用の状況</p> <p>事業実施区域は、北部は主に工業用地と一部宅地に利用される地域を通り、南部は主に宅地と農用地を利用される地域を通りている。</p> <p>5) 交通の状況</p> <p>対象区域における主要な道路として、伊勢湾岸自動車道、知多暢通道路、一般国道 155 号、一般国道 247 号、一般国道 302 号、その他主要地方道、一般県道などがある。</p> <p>6) 法令等により指定された地域等の有無</p> <p>対象区域は、自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量削減等に関する特別許可法 (平成 4 年 6 月 3 日法律第 70 号) に基づく、窒素酸化物对策地及び粒子状物質对策地に指定されている。</p>	<p>1. 調査する情報 既存資料調査及び現地観察により行った。</p> <p>1)既存資料調査及び現地観察所見による気象測定所及び大気測定局における風向の観測結果等を考慮して、対象区域の周辺の一般環境・気象の状況 (風向・風速、日射量)・交通の状況 (交通量、走行速度)</p> <p>2. 調査の基本的な手法 既存資料調査及び現地観察により行った。</p> <p>3. 予測地点 事業実施区域及びその周辺の一般環境・気象測定局及び気象観測所における、大気質の状況及び気象の状況の観測結果を収集・整理することにより行つた。</p> <p>4. 現地調査 窒素酸化物、二酸化窒素について (昭和 53 年 7 月 11 日環境庁告示第 38 号)、浮遊粒子状物質について (昭和 48 年 5 月 8 日環境庁告示第 25 号) に規定される測定方法により行つた。</p> <p>5. 調査地図 供用後の自動車の走行により、窒素酸化物、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質による環境影響が考えられる範囲内で、住居等が存在し、あるいは将来の立地が見込まれる地域とした。</p> <p>6. 調査期間等 既存資料調査は、入手可能な最新資料とした。 現地調査は、窒素酸化物、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質について、春夏季ごとにそれぞれ 1 週間とし、気象の状況について、春夏季ごとにそれぞれ 1 週間とした。または春夏ごとにそれぞれ 1 週間とした。交通の状況については、1 年間を通じて平均的な状況であると考えられる日とし、24 時間連続観測を行つた。</p>	<p>1.回収又は低減に係る評価 自動車の走行に係る二酸化窒素、浮遊粒子状物質の影響が、浮遊粒子状物質の年平均値を予測した。</p> <p>2.予測地域 調査地域と同じとした。</p> <p>3.予測地点 道路構造、交通条件及び沿道条件等を考慮して、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の影響を把握できる地点とし、官民境界又は住居等の保全対象近傍の敷地境界の地上 1.5m とした。</p> <p>4.予測計算時期 計画交流量の発生が見込まれる時期である平成 42 年とした。</p> <p>5.調査地図 供用後の自動車の走行により、窒素酸化物、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質による環境影響が考えられる範囲内で、住居等が存在し、あるいは将来の立地が見込まれる地域とした。</p> <p>6.調査期間等 既存資料調査は、入手可能な最新資料とした。 現地調査は、窒素酸化物、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質について、春夏季ごとにそれぞれ 1 週間とし、気象の状況について、春夏季ごとにそれぞれ 1 週間とした。または春夏ごとにそれぞれ 1 週間とした。交通の状況については、1 年間を通じて平均的な状況であると考えられる日とし、24 時間連続観測を行つた。</p>	<p>調査及び予測の手法は、国土交通省令別表第 2 (参考手法等) に記載の方法等を勘案し、事業特性や地域特性を踏まえ選定した。評価は、国土交通省令第 11 条に記載の事項等に留意し選定した。</p> <p>2. 基準又は目標との整合性の検討 二酸化窒素について、「二酸化窒素に係る環境基準について」(昭和 53 年 7 月 11 日環境庁告示第 38 号)、浮遊粒子状物質について、「大気の汚染に係る環境基準について」(昭和 48 年 5 月 8 日環境庁告示第 25 号)による環境基準との整合が図られているか否かについて検討した。</p>	

(備考) 南部区間ににおいて予測に有用な既存の気象データが存在しないことから、気象の適年調査を実施した。

表7-3(4) 環境影響評価の調査、予測及び評価の手法並びにその選定理由

環境要素 の大区分 項目	環境要素 の区分 影響要因 の区分	当該項目に関する事業特性	当該項目に関する地域特性	調査の手法	手 法	評価の手法	手法の選定理由
大気環境 (騒音)	工事の実施 (建設機械の稼動)	<p>1. 自然的状況 ①騒音の状況 対象区域においては9地点で一般騒音が測定されており、量より、量は全ての調査地点で騒音基準を達成しているが、後間に達成していない地点がある。</p> <p>②地質の状況 事業実施区域及びその周辺の表層地盤は、北部区間は主に堆立地や砂・泥を主とする層、南部区間は主に砂・泥を主とする層や泥・砂・礫の互層となっている。</p> <p>③社会的状況 ①土地利用の状況 事業実施区域は、北部は主に工業用地と一部宅地に利用される地域を通り、南部は主に宅地と農用地に利用される地域を通過している。</p> <p>②環境の保全に配慮が必要な施設等の状況 事業実施区域及びその周辺には、学校、医療施設、福利施設等が点在している。</p> <p>③法令等により指定された地域等の有無 事業実施区域周辺の用途地域は、北部区間についでは、北側は主に工業専用地、東側は主に居住系用用途地域で一部が工業地域に該当し、南部区間についでは大半が都市計画区域内であるため用途地域の定めない地域に該当しており、それまでの用途地域に基づく、「騒音規制法」(昭和43年6月10日法律第98号)等による規制地域の指定を受けている。</p>	<p>1. 調査する情報 ・騒音の状況 ・沿道の状況（住居等の状況、地表面の状況）</p> <p>2. 調査の基本的な手法 既存資料調査及び現地調査により行った。</p> <p>3. 調査地點 既存資料調査を代表する地点であり、建設機械の稼働に係る騒音の影響を把握できる地点として、官民境界又は住居等の保全対象近傍の敷地境界の地上1.2m及び4.2mとした。</p> <p>4. 現地調査 騒音の状況については、「騒音に係る環境基準について」(平成10年9月30日環境庁告示第64号)に規定された測定方法により行った。</p> <p>5. 調査時間 沿道の状況について、目視により把握した。</p> <p>3. 調査地域 建設機械の稼働により、騒音に係る環境影響が考えられる範囲内で、住居等が存在する、あるいは将来の立地が見込まれる地域とした。</p> <p>4. 調査地點 調査地域において予測・評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点を設定した。</p> <p>5. 調査期間等 既存資料調査は、入手可能な最新資料とした。現地調査は、騒音が1年間を通じて平均的な状況であると考えられる日とし、24時間観測を行った。</p>	<p>1. 予測の基本的手法 音の伝搬理論に基づく予測式を用いた計算をもとに、建設機械の稼働時の騒音レベルを予測した。</p> <p>2. 予測地域 調査地域と同じとした。</p> <p>3. 予測地点 予測地図を代表する地点であり、建設機械の稼働に係る騒音の影響を把握できる地点として、官民境界又は住居等の保全対象近傍の敷地境界の地上1.2m及び4.2mとした。</p> <p>4. 予測範囲 各工事期間の工事内容等を踏まえて、建設機械の稼働による環境影響が最も大きくなると予想される時期とした。</p>	<p>1.回還又は低減に係る評価 建設機械の稼働に係る騒音に係る騒音が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回還又は低減されなければならない。評価は、国土交通省令第11条に記載の事項等に留意し選定した。</p> <p>2. 基準又は目標との整合性 の検討 「特定建設作業に伴つて発生する騒音の規制に関する基準」(昭和43年11月27日厚生省建設省告示第1号)との整合性が図られているか否かについて検討した。</p>		

備考) 保全対象の立地状況等を踏まえ、建設機械の稼働に係る騒音の予測は、地上1.2mに加え、地上4.2mにおいて実施した。

表7-3(5) 環境影響評価の調査、予測及び評価の手法並びにその選定理由

環境要素の大区分	項目	当該項目に関する事業特性	調査の手法	予測の手法	手法の選定理由
大気環境 (騒音)	工事の実施 (資材及び機械の運搬に用いる車両の運行)	<p>1. 自然的状況 対象道路の車線数は 4 又は 6 車線で平面構造、切土構造、盛土構造、橋梁・高架構造及び涵渠構造で構成されている。また、インダーチェンジ及びシャンクションが計画されている。</p> <p>2. 社会的状況 工事中の資材及び機械の運搬に用いる車両の運行に伴い発生する騒音による周辺環境への影響が考えられる。</p> <p>3) 交通の状況 対象区域における主要な道路として、伊勢崎自動車道、知多横断道路、一般国道 155 号、その他主要地方道、一般県道などがある。</p> <p>4) 法令等により指定された地域等の有無 事業実施区域周辺における「騒音に係る環境基準等」にに基づく地域の類型指定期は、北側区域の東側の工業地盤は C 類型、第 1 横丁住居地城及び市街化調整区域は B 類型に該当し、西側は主に工業専用地域のため、該当する地域の類型がない。南部区域については、大半が市街化調整区域で B 類型に該当するが、一部には第 1 種中高層住専用地域があり A 類型に該当する。</p>	<p>1. 調査する情報 ・騒音の状況 ・交通の状況（交通量、走行速度） ・沿道の状況（住居等の状況、地表面の状況）</p> <p>2. 調査の基本的な手法 既存資料調査及び現地調査</p> <p>3) 現地調査 騒音の状況により行つた。 4) 既存資料調査 騒音の状況により行つた。</p> <p>2) 現地調査 騒音の状況については、騒音に係る環境基準について（平成 10 年 9 月 30 日環境庁告示第 64 号）に規定された測定方法により行つた。 交通量についてはカウンタ等による測定、走行速度についてはストップウォッチによる測定、走行の計測により行つた。 沿道の状況については、目視により把握した。</p> <p>3) 調査地 騒音に係る環境影響が考えられる範囲内、住居等が存在する、あるいは将来の立地が見込まれる地域とした。</p> <p>4) 調査地 調査地域において予測・評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点を設定した。</p> <p>5) 調査期間等 既存資料調査は、入手可能な最新資料とした。 現地調査は、騒音については、騒音が 1 年間を通じて平均的な状況であると考えられる日とし、24 時間連続測定を行つた。普通の状況については、1 年間を通して平均的な状況であると考えられる日とし、24 時間連続測定を行つた。</p>	<p>1. 予測の基本的手法 音の伝播理論に基づく予測式を用い、既存道路の現状に係る騒音レベルに資材及び機械の運搬による車両の運行を加味した等騒音レベルを予測した。</p> <p>2. 予測地域 調査全地域と同じとした。</p> <p>3. 予測地点 予測地域を代表する地点であり、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行に係る騒音の影響が的確に把握できる地点として、資材及び機械の運搬に用いる車両が運行する既存道路の官民境界地上 1.2m 及び地上 4.2m とした。</p> <p>4. 予測対象時期 各工事区間の工事内容等を踏まえて、資材及び機械の運搬による車両の運行による環境影響が最も大きくなると予想される時期とした。</p>	<p>1. 回避又は低減に係る評価 騒音及び機械の運動に用いる車両の運行に係る騒音の影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避又は低減されねばならないと評価した。 2. 基準又は目標との整合性の検討 騒音に係る環境基準についての配慮が適正になされているかどうかについて検討した。</p>

備考) 保全对象の立地状況等を踏まえ、道路交差騒音の調査及び資材及び機械の運搬に用いる車両の運行に係る騒音の予測は、地上 1.2m に加え、地上 4.2m において実施した。

表7-3(6) 環境影響評価の調査、予測及び評価の手法並びにその選定理由

環境要素の大区分	項目	当該項目に関する事業特性	調査の手法	予測の手法	手法の選定理由
大気環境 (騒音)	騒音 土地又は工作物の存在及び供用 (自動車の走行)	<p>1. 自然的状況 ① 騒音の状況 対象区域においては 11 地点で道路交通騒音が測定されており、全ての調査地点で要請限度以下となっている。また、5 区間の道路を对象に騒音基準の面的評価がなされており、その達成率は 77.6~100% である。</p> <p>② 社会的状況 ① 土地利用の状況 事業実施区域は、北部は主に工業用地と一部宅地に利用される地域を通り、南部は主に宅地と農用地に利用される地域を通っている。</p> <p>② 交通の状況 対象区域における主要な道路として、伊勢湾岸自動車道、知多横断道路、一般国道 155 号、一般国道 247 号、一般国道 302 号、その他主要地方道、一般県道などがある。</p> <p>③ 環境の保全に配慮が必要な施設等の状況 事業実施区域及びその周辺には、学校、医療施設、福利施設等が点在している。</p> <p>④ 法令等により指定された地域等の有無 にについて(平成 10 年 9 月 30 日環境庁告第 64 号)等に基づく地域の類型指定期は、北側区域の東側の工業地盤は C 類地、第 1 種住居地域及び准住用区域又は B 類地に該当し、西側は主に工業専用地域のため、該当する地域の類別ではない。南側区域については大半が計画化調整区域で B 類型に該当するが、一部には第 1 種中高層住専用区域があり A 類型に該当する。</p>	<p>1. 調査する情報 ・騒音の状況 ・交通の状況 (交通量、走行速度) ・沿道の状況 (住居等の状況、地表面の状況)</p> <p>2. 調査の基本的な手法 既存資料調査及び現地調査により行った。</p> <p>3. 調査地點 沿道の状況の住居等については、地図及び住宅地図のデータを収集・整理することにより行った。</p> <p>4. 現地調査 騒音の状況については、「騒音に係る環境基準について」(平成 10 年 9 月 30 日環境庁告第 64 号)に規定された測定方法により行った。 交通量についてはカウンタ等による測定、走行速度についてはストップウォッチによる瞬時 10 台の計測により行った。</p> <p>5. 調査地域 利用後の自動車の走行により騒音に係る環境影響が考えられる範囲内で、住居等が存在する、あるいは将来の住地が見込まれる地域とした。</p> <p>4. 調査地點 調査地帯において予測・評価するためには必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点を設定した。</p> <p>5. 調査期間等 既存資料調査は、入手可能な最新資料とした。 現地調査は、騒音については、騒音が 1 年間を通して平均的な状況であると考えられる日とし、24 時間連続測定を行った。交通の状況については、1 年間を通じて平均的な状況であると考えられる日とし、24 時間連続測定を行った。</p>	<p>1. 予測の基本的手法 音の伝播理論に基づく予測式を用い、自動車の走行による等価騒音レベルを予測した。</p> <p>2. 調査地域 調査地域と同じとした。</p> <p>3. 予測地點 道路構造、交通条件及び沿道条件等を考慮した地盤を代表する地点であり、自動車の走行による騒音が正確に把握できる地点とした。 また、対象道路から約 200m の範囲を対象とした。 工具の建物数を参考に、地上 1.2m および地上 4.2m に設定した。</p> <p>4. 予測対象時期 計画交通量の発生が見込まれる時期である平成 42 年とした。</p>	<p>1. 回避又は低減に係る評価 自動車の走行に係る騒音の影響、事業者により限り可搬物、事業者でできる限り実行に記載の方法等を勘案し、事業特性和地盤特性を踏まえ定めた。国士交通省合規正に記載の事項等に留意して選定した。</p> <p>2. 基準又は目標との整合性の検討 「騒音に係る環境基準について」(平成 10 年 9 月 30 日環境庁告第 64 号)との整合が図られているか否か、について検討した。</p>

備考) 保全対象の立地状況等を踏まえ、道路交通騒音の調査及び自動車の走行に係る騒音の予測は、地上 1.2m に加え、地上 4.2m において実施した。

表7-3(7) 環境影響評価の調査、予測及び評価の手法並びにその選定理由

環境要素 の大区分	項目 当該項目に関連 する事業特性 の区分	影響要因 の区分	手 法		
			調査の手法	予測の手法	評価の手法
大気環境 (振動)	工事の実施 (建設機械の稼 働)	1. 自然的状況 対象道路の車線数は4 又は6車線で、平面構造、 切土構造、盛土構造、橋 梁・高架構造及び架空構 造で構成されている。 また、インターエン ジニアリング及びシャンクションが 工事中の建設機械の稼 働に伴い発生する振動に による周辺環境への影響が 考えられる。	1. 調査する情報 ・長軸の状況 ・地盤の状況（地盤簡略）	1. 予測の基本的手法 振動の伝播理論に基づく予測式を用い、建 設機械の稼働時の振動レベルを予測した。	1. 回避又は低減による評価 建設機械の稼働による振 動の影響が、事業者により実 行可能な範囲内できることに より回避又は低減され得てお り、必要に応じその他の方法によ り環境保全につけての配 慮が適正になされているか どうかについて、見解を明ら かにしてことにより行った。
大気環境 (振動)	工事の実施 (建設機械の稼 働)	2. 地質の状況 事業実施区域及びその周辺の表層地盤は、北都区 間に主に埋立地や砂・泥を主とする層や泥・砂・礫の五層となっ ている。	2. 調査的基本的な手法 既存資料調査及び現地調査により行った。	2. 予測地域 調査地域と同じとした。	2. 基準又は目標との整合性 の検討 「振動規制法施行規則」 (昭和 51 年 11 月 10 日総理府令第 58 号) による特定建設 設置業の規制に関する基準 との整合が図られているか 否かについて検討した。
大気環境 (振動)	工事の実施 (建設機械の稼 働)	3. 調査地図 建設機械の稼働により、振動に係る環境影響が 考えられる範囲内で、住居等が存在する、あるいは 将来の立地が見込まれる地域とした。	3. 調査地図 既存資料調査により行つた。	3. 予測地点 予測地図を代表する地点であり、建設機械 の稼働による振動の影響が的確に把握できる 地点として、官民境界又は住居等の保全対象 近傍の施設地図とした。	4. 予測対象時期 各工事区間の工事内容等を踏まえて、建設 機械の稼働による環境影響が最も大きくなる と予想される時期とした。
大気環境 (振動)	工事の実施 (建設機械の稼 働)	4. 調査地點 調査地點において予測・評価するために必要な 情報を適切かつ効率的に把握できる地点を設定し た。	4. 調査地點 既存資料調査により行つた。	4. 調査の実施 （昭和 51 年 11 月 10 日総理府令第 58 号）に規定 される測定方法により行つた。	5. 調査期間等 既存資料調査は入手可能な最新資料とした。 現地調査は、振動が 1 年間を通じて平均的な状 況であると考えられる日とし、24 時間連続調査 を行つた。
大気環境 (振動)	工事の実施 (建設機械の稼 働)	5) 法令等により指定された地図等の有無 事業実施区域及びその周辺には、学校、医療施設、 福利施設等が点在している。	5) 法令等により指定された地図等の有無 事業実施区域及びその周辺には、北都区間に ては、西側は主に工業専用地域、東側は主に住民系 用途地域で一部が工業地域に該当し、南都区間に ては大半が都市計画区域内で用途地域の定めのな い地域に該当しており、それ以外の用途地域に於 ける「振動規制法」（昭和 51 年 6 月 10 日法律第 61 号） による規制地域の指定を受けている。	5) 法令等により指定された地図等の有無 調査地図において予測・評価するために必要な 情報を適切かつ効率的に把握できる地図を設定し た。	6) 法令等による評価 調査地図において予測・評価するために必要な 情報を適切かつ効率的に把握できる地図を設定し た。

表7-3(8) 環境影響評価の調査、予測及び評価の手法並びにその選定理由

環境要素の大区分	項目	当該項目に関する事業特性	調査の手法	手 法	手法の選定理由
大気環境 (振動)	工事の実施 (資材及び機械の運搬による車両の運行)	<p>対象道路の車線数は4又は6車線で、平面構造、切土・構築、盛土構造、橋梁・高架構造及び煙突構造で構成されている。</p> <p>事業実施区域及びその周辺の表面地図は、北部区間は主に里立地や砂・泥を主とする層や泥・砂・礫の互層などである。</p> <p>また、インダーチェンジ及びシャンクションが計画されている。</p> <p>工事中の資材及び機械の運搬に用いる車両の運行に伴い発生する振動による周辺環境への影響が考えられる。</p>	<p>1. 調査する情報 ・振動の状況 ・交通の状況（交通量、走行速度） ・地盤の状況（地盤強度別、地盤卓越振動数）</p> <p>2. 調査の基本的な手法 既存資料調査及び見地調査により行った。 1) 既存資料調査 地盤強度別については、表層地質図などの資料収集により把握した。</p> <p>2) 現地調査 振動の状況については、「振動規制法施行規則」(昭和51年11月10日経理付令第58号)に規定される測定方法により行った。 交通量についてはカウンター等による測定、走行速度についてはストップウォッチによる測定、万台の計測により行った。 地盤卓越振動数については、大型車両走行時に地盤地動測定を行った。</p> <p>3) 調査地図 事業実施区域及びその周辺には、学校、医療施設、福利施設等が点在している。</p> <p>4) 法令等により指定された地図等の有無 事業実施区域周辺における「振動規制法施行規則」(昭和51年11月10日経理付令第58号)等に基づく区域の区分は、北部区間の東側の工業専用地域及び市街地調整区域が第2種区域、第1種住宅地域が第1種区域に該当し、西側は主に工業専用地域のため、該当する区域の区分ではない。南側区間に該当するが、一部には第1種中高層住居専用地域があり第1種区域に該当する。</p> <p>3) 環境の保全に配慮が必要な施設等の状況 事業実施区域及びその周辺には、学校、医療施設、福利施設等がある。</p> <p>4) 法令等により指定された地図等の有無 事業実施区域周辺における「振動規制法施行規則」(昭和51年11月10日経理付令第58号)等に基づく区域の区分は、北部区間の東側の工業専用地域及び市街地調整区域が第2種区域、第1種住宅地域が第1種区域に該当し、西側は主に工業専用地域のため、該当する区域の区分ではない。南側区間に該当するが、一部には第1種中高層住居専用地域があり第1種区域に該当する。</p>	<p>1. 予測の基本的手法 「振動レベル」の80%レンジの上端値を予測するための式を用い、資材及び機械の運搬による車両の運行時の振動レベルを予測した。</p> <p>2. 予測地域 調査全地図と同じとした。</p> <p>3. 予測地点 資源地域を代表する地点であり、資材及び機械の運搬による車両の運行に係る振動の影響が想定される地点として、資材及び機械の運搬に用いる車両が運行する既存道路の原民境界とした。</p> <p>4. 予測対象時期 各工事区間の工事内容等を踏まえて、資材及び機械の運搬による車両の運行による環境影響が最も大きくなると予想される時期とした。</p> <p>5. 調査期間等 既存資料調査は、入手可能な最新資料とした。 現地調査については、振動が1年を通じて平均的な状況であると考えられる毎日とし、24時間連続測定を行った。交通の状況については、1年間を通じて平均的な状況であると考えられる日とし、24時間連続測定を行った。地盤地動測定については、大型車両走行時の振動が調査可能な地点において振動と合わせて行った。</p>	<p>1. 回避又は低減による評価 資材及び機械の運動に係る振動による車両の運行に係る振動の影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避又は低減されおり、必要に応じその他の方法により騒音保全についての配慮が適正になされているかどうかについて、見解を明らかにすることにより行った。</p> <p>2. 基準又は目標との整合性の検討 「振動規制法施行規則」(昭和51年11月10日経理付令第58号)による道路交通規制の規制が実施する車両の運行による振動の影響が想定される地図と同じとした。</p>

備考)「国土交通省令」によると、「評価の手法について、「国又は関係する地方公共団体が実施する環境の保全に關する施設について、選定項目に係る環境影響評価の結果と、該当する基準又は目標と調査及び予測の結果との間に整合が図られているかどうかを評価する手法であること」(第11条第3項)とされている。自動車の走行に係る振動については、環境基準が定められておらず、上記に該当する基準又は目標として「振動規制法」に基づく「道路交通振動の要請限度」による評価を追加することとした。

表7-3(9) 環境影響評価の調査、予測及び評価の手法並びにその選定理由

環境要素の大区分	項目	当該項目に関する事業特性	調査の手法	手 法	評価の手法	手法の選定理由
大気環境 (振動)	影響要因の区分	土地又は工作物の存在及び供用（自動車の走行）	<p>1. 調査する情報 ・振動の状況 ・交通の状況（交通量、走行速度） ・地盤の状況（地盤強度別、地盤卓越振動数）</p> <p>2. 調査の基本的な手法 既存資料調査及び現地調査により行った。</p> <p>3) 地盤強度別について、表層地質図などの資料収集により把握した。</p> <p>2) 現地調査 振動の状況については、「振動規制法施行規則」（昭和51年11月10日経済庁令第58号）に規定される測定方法により行った。 交通量についてはカウンター等による測定、走行速度についてはストップウォッチによる測定10台の計測により行った。 地盤卓越振動数については、大型車両走行時（10台について測定）の地盤振動数を周波数分析することにより求めた。</p> <p>3) 調査地域 供用後の自動車の走行により、振動に係る環境影響が考えられる範囲内で、住居等が存在する、あるいは将来の立地が見込まれる地域とした。</p> <p>4) 法令等により指定された地域等の有無 事業実施区域及びその周辺には、学校、医療施設、福利施設等が点在している。</p>	<p>1. 予測の基本的手法 「振動レベル」の80%レンジの上端値を予測するための式を用い、自動車の走行による振動レベルを予測した。</p> <p>2. 予測地域 調査地域と同じとした。</p> <p>3. 予測地点 道路構造、交通条件及び沿道条件等を考慮した地域を代表する地点であり、自動車の走行による振動の影響が想定される地点である。</p> <p>4. 予測対象時期 計画交通量の発生を見込まれる時期である平成42年とした。</p>	<p>1. 回避又は低減に係る評価 自動車の走行に係る振動の影響、事業者により実施する振動緩和策等に記載の方法等を参考し、事業特性や地盤特性を踏まえ選定した。評価についての配慮が適正になされていない場合などは、国土交通省令第11条に記載の事項等に留意し選定した。</p> <p>2. 基準又は目標との整合性の検討 「振動規制法施行規則」（昭和51年11月10日経済庁令第58号）による道路交通振動の規制に関する基準との整合が図られているか否かについて検討した。</p>	

備考) 「国土交通省令」によると、評価の手法について、「国又は関係する地方公共団体が実施する環境の保全に係る施設又は目標又は目標とする振動要素に関して、選定項目に係る環境要素にあっては、該当する振動に係る振動規制法に基づく「道路交通振動の規制規制法」に基く「道路交通振動の規制規制法」による評価を追加することとした。

表7-3(10) 環境影響評価の調査、予測及び評価の手法並びにその選定理由

環境要素 の大区分 項目	環境要素 の区分 影響要因 の区分	当該項目に関する事業特性	当該項目に関する地域特性	調査の手法	手 法	評価の手法	手法の選定理由
大気環境 (低周波音)	低周波音	<p>対象道路の車線数は4又は6車線で、平面構造、切土構造、盛土構造、橋梁・高架構造及び橋梁構造で構成されている。</p> <p>併用後の自動車の走行に伴い発生する低周波音による周辺環境への影響が考えられる。</p> <p>事業実施区域は、北部は主に工業用地と一部宅地に利用される地域を通り、南部は主に宅地と農用地に利用される地域を通りっている。</p> <p>2)環境の保全に配慮が必要な施設等の状況</p> <p>事業実施区域及びその周辺には、学校、医療施設、福祉施設等が点在している。</p>	<p>1. 自然的状況</p> <p>①低周波音の状況 対象区域において、低周波音の測定は実施されていない。</p> <p>2. 社会的状況</p> <p>①土地利用の状況 事業実施区域は、北部は主に工業用地と一部宅地に利用される地域を通り、南部は主に宅地と農用地に利用される地域を通りている。</p> <p>3)現地調査</p> <p>低周波音については、「低周波音の測定方法に関するマニフェル」(平成12年、環境省)に準拠する方法により行った。</p> <p>住居等の状況については、目視により把握した。</p> <p>4)調査時期</p> <p>計画交通量の発生が見込まれる時期である平成42年とした。</p> <p>3. 調査地域</p> <p>併用後の自動車の走行により、低周波音に係る環境影響が考えられる範囲内で、住居等が存在し、あるいは将来の立地が見込まれる地域とした。</p> <p>4)調査地点</p> <p>既存資料調査において予測・評価するために必要な情報を得るために地盤できる地点を設定した。</p> <p>5)調査期間等</p> <p>既存資料調査は、入手可能な最新資料とした。</p> <p>現地調査は、低周波音が1年間を通じて平均的な状況であると考えられる日とし、24時間連続測を行った。また、土地利用の状況及び地形の状況に係る調査すべき情報を適切に把握することができる時期とした。</p>	<p>1. 調査する情報 ・低周波音の状況 ・保全対象の状況（住居等の状況）</p> <p>2. 調査の基本的な手法</p> <p>既存資料調査及び現地調査により行った。</p> <p>1)既存資料調査 住居の状況を把握できる住宅地図、航空写真等の資料を收集・整理事することにより行った。</p> <p>2)現地調査 低周波音を代表する地點の官民境界の地上1.2mに利用される地點を考慮した。</p> <p>3)現地調査</p> <p>低周波音を代表する地點の官民境界の地上1.2mに利用される地點を把握できる地點の官民境界の地上1.2mに利用される地點を代表する地點であると想定した。</p> <p>4)調査時期</p> <p>計画交通量の発生が見込まれる時期である平成42年とした。</p> <p>3. 調査地域</p> <p>併用後の自動車の走行により、低周波音に係る環境影響が考えられる範囲内で、住居等が存在し、あるいは将来の立地が見込まれる地域とした。</p> <p>4)調査地点</p> <p>既存資料調査において予測・評価するために必要な情報を得るために地盤できる地点を設定した。</p> <p>5)調査期間等</p> <p>既存資料調査は、入手可能な最新資料とした。</p> <p>現地調査は、低周波音が1年間を通じて平均的な状況であると考えられる日とし、24時間連続測を行った。また、土地利用の状況及び地形の状況に係る調査すべき情報を適切に把握することができる時期とした。</p>	<p>1.回避又は低減に係る評価 既存の調査結果より導かれた予測式を用いた計算をもとに、低周波音圧レベルを予測した。</p> <p>2.予測地域 調査地域と同じとした。</p> <p>3.予測地点 予測地点は、道路構造、交通条件及び沿道条件等を考慮した低周波音の影響が的確に把握できる地點の官民境界の地上1.2mとした。</p> <p>4.予測対象時期 計画交通量の発生が見込まれる時期である平成42年とした。</p>	<p>1.予測の基本的手法 既存の調査結果より導かれた予測式を用いた計算をもとに、低周波音圧レベルを予測した。</p> <p>2.予測地域 「一般環境中に存在する低周波音圧レベル (L_{WA} で 90dB)」及び「ISO7096に規定されたG特性的低周波音圧レベル (L_{WA} で 100dB以下)」との整合性が図られているか否かについて検討した。</p>	<p>1.回避又は低減に係る評価 既存の調査結果より導かれた予測式を用いた計算をもとに、低周波音圧レベルを予測した。</p> <p>2.予測地域 既存の影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避又は低減されねばならない限り、必要に応じその他の方法により環境保全についての意図が適正になされているかどうかについて、見解を明らかにすることにより行った。</p>

備考) 方法書への意見を踏まえ、低周波音の状況について現地調査を行った。

表7-3(11) 環境影響評価の調査、予測及び評価の手法並びにその選定理由

環境要素の大区分	環境要素の区分	影響要因	当該項目に関する事業特性	当該項目に関する特徴	手 法	手 法	手 法の選定理由
					調査の手法	予測の手法	評価の手法
水環境 (水質)	水の濁り	工事の実施 (切り土工等又は既存工作物の除去) 工事施工ヤードの設置 (工事用道路の設置)	対象道路の車線数は、4又は6車線で、平面構造、盛土構造、橋梁・高架構造及び涵渠構造で構成されている。 また、インターインターチェンジ及びジャンクションが計画されている。	1. 自然的状況 1) 水象の状況 対象区域の河川は主に五つの水系からなり、一級河川は存在しない。また、ため池は農業用のため池が多く、事業実施区域内外にも一部存在する。 2) 水質の状況 対象区域においては、水城型のC類型に指定された天白川のほか、11河川で水質調査を実施されており、硝酸性窒素及び生物活性窒素については、環境基準を達成していない地点があるが、それ以外の項目については、全ての調査地点で環境基準を達成している。	1. 調査する情報 ・水質の状況（浮遊物質量、濁度） ・流量の状況 ・土質の状況（粒度組成、沈降速度）	1. 予測の基本的手法 工事の実施により出現する漏水が、事業実施区域において発生する漏水が、事業共用水域へ及ぼす影響の程度について定性的に予測した。	1. 回避又は低減に係る評価 工事の実施により出現する漏水等から降雨により発生する漏水が、事業共用水域へ及ぼす影響の程度について定性的に予測した。
				2. 調査の基本的な手法 既存資料調査及び現地調査により行った。	2. 予測地域 工事の実施により出現する漏水等から降雨により発生する漏水が影響を及ぼすと考えられる河川とした。	2. 調査の実施により発生する漏水等から降雨により発生する漏水が影響を及ぼすことを解明する目的により行った。	
				3. 調査地点 予測地域内において、工事の実施により出現する漏水による環境影響を適切に把握できる地点とした。	3. 調査地點 各工事区間の工事内容等を踏まえて、工事の実施に伴う水質（水の濁り）による環境影響が最も大きくなると予想される時期とした。	3. 調査地點 予測地域内において、工事の実施により発生する漏水による環境影響を適切に把握できる地点とした。	
				4. 予測対象時期 各工事区間の工事内容等を踏まえて、工事の実施に伴う水質（水の濁り）による環境影響が最も大きくなると予想される時期とした。	4. 調査地點 工事の実施により出現する漏水等から降雨により発生する漏水が影響を及ぼすと考えられる河川とした。	4. 調査地點 工事の実施により出現する漏水等から降雨により発生する漏水が影響を及ぼすと考えられる河川とした。	
				5. 調査期間等 既存資料調査は、入手可能な最新資料とした。 現地調査は、毎月1回、1年間とし、降雨時(3回)においても行った。	5. 調査期間等 調査地時ににおいて、浮遊物質量（SS）、濁度、流量、粒度組成及び降水量を適切に把握できる地点とした。	5. 調査期間等 調査地時ににおいて、浮遊物質量（SS）、濁度、流量、粒度組成及び降水量を適切に把握できる地点とした。	

備考) 評価の手法について、方法書においては、「排水基準を定める省令」(平成20年9月30日環境省令第11号)との整合が図られているか否かについても検討するとしていたが、定性的に予測を行った結果を踏まえ、基準又は目標との整合性の検討を行わないととした。

表7-3(12) 環境影響評価の調査、予測及び評価の手法並びにその選定理由

環境要素の大区分 項目	環境要素の区分 影響要因	当該項目に関する事業特性	当該項目に関する地域特性			手法の選定理由
			調査の手法	予測の手法	評価の手法	
土壤に係る 環境その他 (環境・土壤)	工事の実施 (切土工等又は 既存の工作物の 除去)	対象道路の車線数は4 又は6車線で、平面構造、 事業実施区域及びその周辺の地形は、北部区間は 主に干拓地、南部区間は主に谷平野・氾濫原、 砂礫台地、丘陵地となっている。 土地又は工作物 の存在及び使用 (道路地表式又 は地下式)の存 在	<p>1. 自然的状況</p> <p>① 地形の状況 事業実施区域及びその周辺の地形は、北部区間は 主に干拓地、南部区間は主に谷平野・氾濫原、 砂礫台地、丘陵地となっている。</p> <p>② 地質の状況 事業実施区域及びその周辺の表面地盤は、北部区 間は主に堆立地や砂・泥を主とする層や泥・砂・礫の互層となっ ている。</p> <p>③ 地盤の状況 事業実施区域及びその周辺においては、地盤沈下 に繋がる傾向は見られない。</p> <p>④ 地下水の状況 事業実施区域及びその周辺においては、地下水位は 安定傾向にある。</p> <p>2. 社会的状況</p> <p>① 法令等により指定された地質等の有無 事業実施区域及びその周辺においては、地下水の 揚水に関する規制地図はない。</p>	<p>1. 調査する情報 ・地下水位の状況 ・地質・地盤の状況（帯水層の状況、軟弱地盤 層の状況）</p> <p>2. 調査の基本的な手法 ①既存資料調査及び現地調査により行った。 地下水位に関する既存資料、帶水層及び軟弱地 盤層の分布と性状に関する既存資料を収集・整理 することにより行った。</p> <p>②現地調査 地下水位測定調査及び地盤調査を実施した。</p> <p>3. 調査地域 対象道路が函浜構造となり、地盤沈下の影響が 考えられる地域とした。</p> <p>4. 調査地點 地下水位測定調査のうち、地盤沈下の影響を直接受 ける地点とした。</p> <p>5. 調査期間等 既存資料調査は、地下水位観測履歴について1年 を通して行い、地盤調査については1回行った。</p>	<p>1. 予測の基本的な手法 理論モデルによる計算により、掘削工事に 伴う地下水位の低下量を予測した後、調査工事 の地質・地盤・地盤の状況を踏まえ、「一次元正密法 」により地下水面低下に伴う地盤沈下の 程度を予測した。</p> <p>2. 予測地域 調査地域と同じとした。</p> <p>3. 予測地點 予測地域のうち、地盤沈下の影響を直接受 ける地点とした。</p> <p>4. 予測対象時期等 工事の実施及び道路の存在による地盤沈下 の影響が最大となる時期とし、掘削深度が最 大となる時期とした。</p>	<p>1.回復又は低減に係る評価 工事の実施及び道路の存 在による地盤沈下の影響が、 事業者により実行可能な範 囲内でできる限り回避又は 低減されねばならぬに付 する他の方法により環境保 全についての配慮が適正に なされているかどうかにつ いて、見解を明らかにするこ とにより行った。</p>

表7-3(13) 環境影響評価の調査、予測及び評価の手法並びにその選定理由

環境要素の大区分	項目	当該項目に関する事業特性	当該項目に関する地域特性	調査の手法	手 法	評価の手法	手法の選定理由
土壤に係る環境要素の利用 その他の環境要素	工事の実施 (切土工等又は既存の工作物の除去)	対象道路の車線数は4又は6車線で、平面構造、切土構造、橋梁・高架構造及び煙突構造で構成されている。 土地又は工作物の存在及び使用(道路地表式又は地下式)の存在による周辺環境への影響が考慮される。 事業実施区域及びその周辺の地形は、北部区間は主に干拓地、南部区間は主に谷盤平野・河盤平野、砂礫台地、丘陵地となっている。	1.自然的状況 ①地形の状況 事業実施区域及びその周辺の地形は、北部区間は主に干拓地、南部区間は主に谷盤平野・河盤平野、砂礫台地、丘陵地となっている。 ②地質の状況 事業実施区域及びその周辺の表層地盤は、北部区間は主に埋立地や砂・泥・尾を主とする層や泥・砂・礫の互層などになっている。 ③地盤の状況 事業実施区域及びその周辺においては、地盤沈下に繋がる傾向は見られない。 ④地下水の状況 事業実施区域及びその周辺においては、地下水位は安定傾向にある。 2.社会的状況 ①地下水の利用状況 地下水は主に工業、建築物による利用目的で揚水されており、毎年約2億m ³ と、東洋町及び知多市では大きな変化はみられないが、名古屋市では平成21年より工業利用目的の揚水量が大きく増加している。 ②法令等により指定された地域等の有無 事業実施区域及びその周辺においては、地下水の揚水に関する規制地域はない。	1.調査する情報 ・地下水位の状況 ・地質・地盤の状況 (帯水層の状況) ・地下水の利用状況	1.予測の基本的手法 理論モデルによる計算により、地下水位の影響範囲及び地下水位の低下量を予測した。 2.予測地域 調査地域と同じとした。	1.回復又は低減に係る評価 工事の実施及び道路の存在による地下水流への影響が事業者により実行可能な範囲内できることによる地下水利用への影響が事業者により実行可能な範囲内を踏まえ選定した。評価についての配慮が適正になされているかどうか、11条に記載の事項等に留意し選定した。	

表7-3(14) 環境影響評価の調査、予測及び評価の手法並びにその選定理由

環境要素の大区分	環境要素の区分	影響要因の区分	当該項目に関する事業特性	当該項目に関する事業特性	手法	手法の選定理由		
					調査の手法	予測の手法	評価の手法	
土壌に係る環境その他（その他の環境要素）	日照阻害	土地又は工作物の存在及び供用（道路端上式）の存在	対象道路の車線数は、4又は6車線で、平面構造、切上構造、盛土構造、橋梁・高架構造及び複数段構成で構成されている。供用後の道路の存在による周辺環境への影響が考えられる。	1.自然的状況 1)地形の状況 事業実施区間及びその周辺の地形は、北部区間は主に干拓地、南部区間は主に谷底平野・氾濫平野、砂礫台地、丘陵地となっている。 2)社会的状況 事業実施区間は、北部は主に工業用地と一部宅地に利用される地域を通り、南部は主に宅地と農用地に利用される地域を通っている。 3)環境的状況 事業実施区間及びその周辺には、学校、医療施設、福利施設等が点在している。	1.調査する情報 ・土地利用の状況 ・地形の状況 既存資料調査及び現地調査により行った。 1)既存資料調査 土地利用実況図や住宅地図等により、住宅の立地状況などを把握した。 2)現地調査 住宅等の立地状況、周辺地域に著しい日影の影響を及ぼす中高層建築物の位置、住居等の立地する土地の高さ・傾斜等、周辺の地域に著しい日影の影響を及ぼす地形の位置について、目視により把握した。	1.予測の基本的手法 等時間の日影図を描いた日影図の作成を行うことにより予測した。 2.予測地域 調査地域と同じとした。	1.回避又は低減に係る評価 道路の影響の存在による日照害の影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境保全についての配慮が適正になされているものであるかどうかについて、見解を明らかにすることにより行った。 2.基準又は目標との整合性の検討 「公共施設の設置に起因する日陰により生ずる損害等にかかる費用負担について」（昭和15年2月23日建設省計用発第4号）による日陰時間との整合が図られているか否かについて検討した。 3.予測地点 予測地域のうち、高架構造物等の沿道状況、高架構造物等との高低差との高差の程度を斟酌し、日影状況の変化の程度を適切に把握できる地点とした。また、予測高さにつけては、地上1.5mとした。	1.回避又は低減に係る評価 道路の影響の存在による日照害の影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境保全についての配慮が適正になされているものであるかどうかについて、見解を明らかにすることにより行った。 2.基準又は目標との整合性の検討 「公共施設の設置に起因する日陰により生ずる損害等にかかる費用負担について」（昭和15年2月23日建設省計用発第4号）による日陰時間との整合が図られているか否かについて検討した。
					4.予測对象時期等 対象道路（嵩上げ）の設置が完了する時期の冬至日とし、予測の対象とする時間帯は、午前8時から午後4時とした。			

表7-3(15) 環境影響評価の調査、予測及び評価の手法並びにその選定理由

表7-3(16) 環境影響評価の調査、予測及び評価の手法並びにその選定理由

環境要素の大区分	項目	当該項目に関する事業特性	当該項目に関する事業特性	調査の手法	予測の手法	評価の手法	手法の選定理由
植物 重要な種及び群落	工事の実施 (工事施工ヤードの設置) (工事用道路の設置)	対象道路の車線数は4又は6車線で、平面構造、切土構築、盛土構造、橋梁・高架橋造及び医療施設で構成されている。 土地又は工作物の存在及び供用道路(地表式又は地下式)の存在	1.自然的状況 1)水象の状況 対象区域の河川は主に五つの水系からなり、一部町川は存在しない。また、ため池は農業用のため池が多く、事業実施区域内外にも一部存在する。 2)土壤の状況 事業実施区域及びその周辺の土壤は、北部区間は多くは理立地などの人工改変地で、南部区間はグライ士壌、粗粒グライ士壌、粗粒グライ土壌が多く分布している。 3)地形の状況 事業実施区域及びその周辺の地形は、北部区間は主に干拓地、南部区間は主に谷底平野・氾濫平野、砂礫台地、丘陵地となっている。 4)植物の状況 事業実施区域及びその周囲の植生は、北部区間にては、主に工業地帯と市街地が広がり、所々に畑地、水田が点在し、南部区間にては、丘陵地にはクロマツ造林や畠地が、低地では水田や市街地などモザイク状に分布している。 5)社会的状況 1)土地利用の状況 事業実施区域は、北部は主に工業用地と一部宅地に利用される地城を通り、南部は主に宅地と農用地に利用される地城を通り、 2)法令等により指定された地域等の有無 対象区域において確認調査がある重要な植物種(コケ植物を含む)は47科90種、重要な植物群落は3群落、天然記念物は10件である。	1.調査する情報 ・植物相及び植生の状況(総営業植物及び群落類の種名及び分布の状況) ・重要な種及び群落の状況(重要な種・群落の生態、分布、生育の状況及び生育環境の状況) 2.調査の基本的な手法 既存資料調査及び現地踏査により行った。 ①既存資料調査 重要な種及び群落の状況について、情報の収集並びに当該情報の整理及び解析を行つた。 ②現地踏査 植物相については直接観察及び任意採取による方法、植生については植生調査(植物社会学的調査)による方法により行った。 ③現地調査 植物相及び重要な種の状況については、事業実施区域及びその周辺部から100m程度の範囲を目安とし、植生及び重要な群落の状況については、事業実施区域内及びその端部から250m程度の範囲を目安とした。 ④調査地點 調査地域に生育する可能性のある植物の生態等を踏まえ、重要な種・群落に係る予測評価に必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点又は経路を設定した。 5.調査期間等 既存資料調査は、入手可能な最新資料とした。 現地調査は、生育状況が幼稚に把握できる時期とした。(下表を参照)。 <各調査項目における現地調査方法及び調査時期>	1.予測の基本的な手法 重要な種・群落の生育地の改変の程度を把握し、それらが及ぼす影響の程度を、科学的知見や既以事例を参考して予測した。 2.予測地図 調査地域と同じとした。 3.予測対象時期等 事業特性和重要な種の生態を踏まえ、影響が最大になるおそれのある時期とした。 4.予測対象種等 現地調査で確認された重要な種とした。	1.回復又は低減に係る評価 工事の実施及び道路の存在による重なる影響が、な種等への影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避又は低減されおり、必要に応じその他の方法により環境保全についての配慮が適正になされているかどうかについて、見解を明らかにすることにより行った。	1.回復又は低減に係る評価 工事の実施及び道路の存在による重なる影響が、な種等への影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避又は低減されおり、必要に応じその他の方法により環境保全についての配慮が適正になされているかどうかについて、見解を明らかにすることにより行った。

表7-3(17) 環境影響評価の調査、予測及び評価の手法並びにその選定理由

環境要素の大区分	項目	当該項目に関する事業特性	当該項目に関する事業特性	調査の手法	手法	手法の選定理由
生態系	地域を特微づける生態系の区分	1. 自然的状況 ①水象の状況 対象区域の河川は主に五つの水系からなり、一級河川には存在しない。また、ため池は農業用のため池が多く、事業実施区取りにも一部存在する。 ②土壤の状況 事業実施区取り及びその周辺の土壤は、北部区間は多くは埋立地などの人・改變地で、南部区間はグラウトの設置、工事用道路の設置及び沿路の存在並びに供用後の自動車の走行による注目種・群集への影響が考えられる。 ③地形の状況 事業実施区取り及びその周辺の地形は、北部区間は主に干拓地、南部区間は主に谷底平野・河盤平野、砂嘴台地、丘陵地となっている。 ④生態系の状況 対象区域においては、丘陵地では、自然林、二次林、植林、耕作地（畑地）、ため池等が、低地では、河川及びそとの周辺の耕作地（水田）を主に、耕作地（畑地）や集落等がモザイク上に分布する環境を基盤とした生態系が構成されている。	1. 調査する情報 ・動植物その他の自然環境に係る概況（動物用語及び植物用語の状況、その他自然環境に係る概況） ・地図を特徴づける生態系の注目種・群集の状況（分布、生息・生育の状況及び生息環境・生育環境） 2. 調査の基本的な手法 既存資料調査及び現地調査により行つた。 1)既存資料調査 地域を特徴づける生態系の注目種・群集の状況（主に生態、他の動植物との関係）について、情報の収集並びに当該情報の整理及び解析を行つた。 2)現地調査 「動物」及び「植物」の調査結果を用いて、整理・把握した。 3. 調査地域 「動物」及び「植物」と同じとした。 4. 調査地點 「動物」及び「植物」と同じとした。 5. 調査期間等 「動物」及び「植物」と同じとした。	1. 予測の基本的手法 注目種・群集の生息・生育基盤の改变の程度を把握し、生息・生育基盤の消失・新設、群集の移動経路の分析による影響の程度を、科学的知見や類似事例を参考に予測した。 2. 予測地域 調査地域と同じとした。 3. 予測对象時期等 事業特性及び注目種・群集の生態を踏まえ、影響が最大になるおそれのある時期とした。	1.回復又は低減に係る評価 工事の実施及び道路の存在による地域を特徴とする生態系の消滅・新設、群集の移動経路の分析による影響が、事業者により実行可能な範囲内である限り回避又は低減特性を踏まえ選定された。評価についており、必要に応じその他の方法により整備保全についての配慮が適正になされているかどうかについて、見解を明らかにすることにより行った。	

表7-3(18) 環境影響評価の調査、予測及び評価の手法並びにその選定理由

環境要素 の大区分 項目	環境要素 の区分 影響要因 の区分	当該項目に関する 事業特性	当該項目に関する 地域特性	手法			手法の選定理由
				調査の手法	予測の手法	評価の手法	
景観	主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観	対象道路の車線数は4又は6車線で、平面構造、構造物や周辺施設による都市的な景觀、南北地域では工業地帯や開拓道路による都市的な景觀、南北地域では丘陵地の里山や農業用ため池からなるのどかな景觀が形成されている。	1.自然的状況 ①景観の状況 事業実施区域及びその周辺では、北部地域では工場や開拓道路による都市的な景觀、南北地域では丘陵地の里山や農業用ため池からなるのどかな景觀が形成されている。 道筋の存在による主要な眺望景觀としては、聚楽園公園・しあわせ村からのお山公園、旭北小学校前丸、城山公園展望台及び前山ダム公園からのお山の眺望などがある。 2.社会的状況 ②土地利用の状況 事業実施区域は、北部は主に工業用地と一部宅地に利用される地域を通り、南部は主に宅地と農用地に利用される地域を通りている。	1.調査する情報 ・主要な眺望点の分布、利用状況等 ・景観資源の状況 ・主要な眺望景観の状況	1.予測の基本的手法 重要な眺望点及び景觀資源並びに主要な眺望景觀と事業実施区域の重ね合わせにより、改変の位置及び程度を予測した。 また、根拠的な表現方法（フォトセミナー・ジュエ法）により眺望景觀の変化の程度を予測した。	1.回復又は低減に係る評価 道路の存在による主要な眺望点及び景觀資源並びに主要な眺望景觀への影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回復又は低減されねばならない。その他の方法により観察保全についての配慮が適正に行われているものであるか、なきれているものであるか、どうかを明らかにすることにより行った。	

表7-3(19) 環境影響評価の調査、予測及び評価の手法並びにその選定理由

環境要素 の大区分 項目	環境要素 の区分 影響要因 の区分	当該項目に関する 事業特性	当該項目に関する 地域特性	手法	手法の選定理由
				調査の手法	評価の手法
				予測の手法	評価の手法
人と自然との触れ合いの活動の場	工事の実施 (資材及び機械の運搬に用いる車両の運行)	対象道路の車線数は4又は6車線で、平面構造、切土構造、盛土構造及び傾斜構造で構成されている。 土地又は工作物の存在及び使用は地下式又は地下下式の存在である。	1. 自然的状況 ①水象の状況 対象区域の河川は主に五つの水系からなり、一級河川には存在しない。また、ため池は農業用のため池が多く、事業実施区域外にも一部存在する。 ②地形の状況 事業実施区域及びその周辺の地形は、北部区間は主に干拓地、南部区間は主に谷底平野・氾濫平野、砂礫台地、丘陵地となっている。 ③社会的状況 事業実施区域は、北部は主に工業用地と一部宅地に利用される地域を通り、南部は主に宅地と農用地との触れ合いの活動の場である。	1. 調査する情報 ・触れ合い活動の場の概況 ・主要な触れ合い活動の場の分布、利用の状況及び利用環境の状況。 2. 調査の基本的な手法 既存資料調査及び現地調査により行った。 ①既存資料調査 触れ合い活動の場の概況、主要な触れ合い活動の場の分布により、既存資料等により把握した。 ②現地調査 主要な触れ合い活動の場の分布、利用の状況について現地調査及び聞き取り調査を行うとともに、主要な人と自然との触れ合いの活動の場を取り巻く自然資源の状況について、写真撮影により把握した。 ③調査地図 対象道路が人と自然との触れ合いの活動の場の場の利用性の変化、快適性の変化を生じさせる範囲(事業実施区域及びその端部から500m程度の範囲)を考慮して、その範囲における主要な人と自然との触れ合いの活動の場が分布する地域とした。	1. 回避又は低減に係る評価 工事の実施及び道路の存在による人と自然との影響が、主要な人と自然との触れ合いの活動の場への影響が、及び自然資源の改変の位置及び程度を把握するとともに、利用性の変化及び快適性の変化(近傍風景の変化)を把握することにより予測した。 2. 予測地域 調査地域のうち、主要な人と自然との触れ合いの変化、快適性の変化が生じる地域とした。 3. 予測対象時期等 主要な人と自然との触れ合いの活動の場の影響を明らかにする上で必要な時期として、工事の実施期間及び対象道路の完結時とした。
人と自然との触れ合いの活動の場	人との触れ合いの活動の場	対象区域においては、「愛知県立自然公園条例」昭和43年3月29日愛知県条例第77号に基づく南知多県立自然公園及び「鳥獣保護及び狩猟の適正化に関する法律」(平成14年7月12日法律第98号)に基づく大池公園鳥獣保護区、佐布里池鳥獣保護区、大曾公園鳥獣保護区があり、「都計計画」(昭和43年6月15日法律第100号)に基づき、東海風致地区が指定されている。 また、「保神法」(平成16年6月18日法律第110号)に基づき、「常滑市やまもとの散歩道地区景観計画」(平成22年、常滑市)が策定されている。	5. 調査地点 主要な人と自然との触れ合いの活動の場の利用性や快適性に及ぼす影響を直引に把握できる地点が指定されている。 また、「保神法」(平成16年6月18日法律第110号)に基づき、「常滑市やまもとの散歩道地区景観計画」(平成22年、常滑市)が策定されている。	5. 調査期間等 既存資料調査は、入手可能な最新資料とした。 現地調査は、春見秋ごとにそれぞれ休日とした。	調査及び予測の手法は、国土交通省合併表第2(参考手法)に記載の方法等を参考にし、事業特性や地域特性を踏まえ選定した。評価についても、必要に応じて、その他の方法により異常完全についての配慮が適正になされているものであるか、どうかをこまかに評価を行った。

表7-3(20) 環境影響評価の調査、予測及び評価の手法並びにその選定理由

項目	環境要素の区分	影響要因の区分	当該項目に関する事業特性	当該項目に関する地域特性	調査の手法	手法	評価の手法
地域の歴史的文化的な特徴を生かした環境の状況	工事の実施	対象道路の車線数は4又は6車線で、平面構造、切り構造、盛土構造、橋梁・高架構造及び橋梁構造で構成されている。	1.社会的状況 ①文化財の状況 対象区域においては、文化財保護条例等による指定を受けた文化財等（建造物・無形民俗文化財・史跡・名勝・天然記念物）が存在し、事業実施区域内外には、常滑市の多屋古窯跡群が存在する。	1.調査する情報 ・主要な地域の歴史的文化的特徴を生かした環境の状況	1.予測の基本的手法 地域の歴史的文化的特徴を生かした環境の状況による影響	1.回復又は低減に係る調査 工事の実施及び道路の存在による影響	調査及び予測の手法は、「愛知県環境影響評価基準条例」平成10年12月18日条例第47号に基く「環境影響評価指針」（平成11年5月28日 愛知県告示第445号）に記載の方法を踏まえ選定した。
土地又は工作物の存在及び地盤の状況	（工事用道路の設置）	土地又は工作物の存在及び地盤の存在（道路・地下式）の存在	2.社会的状況 ②車両の運搬 工事用道路の設置により、工事用道路の設置、機械の運搬に用いる車両の運行、工事用道路の設置及び道路の存在に伴う地盤の歴史的文化的特性を生かした環境への影響が考えられる。	2.調査の基本的な手法 既存資料調査及び現地調査による現地調査、整理することにより行った。	2.予測地域 既存の歴史的文化的特徴を生かした環境の変化による影響	2.予測の基本的手法 既存の歴史的文化的特徴を生かした環境の変化による影響	調査及び予測の手法は、「愛知県環境影響評価基準条例」平成10年12月18日条例第47号に基く「環境影響評価指針」（平成11年5月28日 愛知県告示第445号）に記載の方法を踏まえ選定した。
廃棄物等	工事の実施	対象工事に伴う副産物	1.自然的状況 ①土壤の状況 事業実施区域及びその周辺は、北部区間はグラントラック、中部区間は人工改変地で、南部区間は斜面地帯、粗粒グライ士壌が多く分布している。 ②地質の状況 事業実施区域及びその周辺の表層地盤は、北部区間は主に堆立地や砂・泥を主とする層、南部区間は主に砂・泥を主とする層や堆・砂・礫の互層となっている。	1.調査する情報 ・コンクリートやアスファルト・コンクリートの既存の工作物等の分布状況	1.予測の基本的手法 既存の既存資源等の発生量及び分布の量等を予測した。	1.回復又は低減に係る調査 工事の実施による建設副産物の発生の影響	調査及び予測の手法は、「愛知県環境影響評価基準条例」第2条（参考手法）に記載の方法を踏まえ選定した。